

Title	リスボン条約とアイルランド：世論調査にみる市民の声
Sub Title	
Author	田中, 俊郎(Tanaka, Toshirō)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	2008
Jtitle	慶應の政治学 国際政治： 慶應義塾創立一五〇年記念法学部論文集 (2008.) ,p.159- 191
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BA88455213-00000011-0159

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

リスボン条約とアイルランド

——世論調査にみる市民の声——

田中俊郎

はじめに

一 欧州憲法条約の批准過程

二 議会によるリスボン条約の批准状況

三 国民投票への道

四 事前世論調査

五 国民投票

おわりに——検討とリスボン条約の展望——

はじめに

二〇〇八年六月一二日アイルランドでの国民投票で、二〇〇七年一月一三日に調印されたリスボン条約の批准が否決された。しかもアイルランドでEUの基本条約の改正案が拒否されたのは今回が初めてではなく、二〇〇一年六月七日ニース条約の批准を国民投票で拒否したことに続いて二度目のことである。さらに、リスボン条約も、欧州憲法条約¹⁾が二〇〇五年五月二十九日にフランスで、さらに六月一日にオランダで、それぞれ国民投票で批准が拒否された結果、欧州憲法条約の代案として作成された条約であったが、それが構成国は異なるが、批准されなかったことを併せて考えると、エリートが指導してきたEU統合に対する「市民の反乱²⁾」と言える。しかも、この結果が、EU総人口の1%に満たない、わずか四三〇万人の小国の決定が、人口四億九〇〇〇万人のEUの今後の有り方に大きな影響を及ぼそうとしていることから考えれば、ドイツやフランスといった大国が主導してきたEU統合に対する「小国の反乱³⁾」とも言える。

アイルランドの結果を受けて、六月一九―二〇日に開催されたブリュッセル欧州理事会は、議長国総括のなかでリスボン条約の批准について以下のように言及した。「リスボン条約が、拡大されたEUがより効率的に、より民生的に行動できるよう支援することを目的とすることに鑑み、欧州理事会は、一九の構成国で、議会が批准を終え、他の諸国において批准過程が継続されていることを留意する。さらに、前途を考慮するため、二〇〇八年一月一―五日の会合においてこの問題を再考するというアイルランドの提案に同意した⁴⁾」。とりあえず、アイルランドを除いたリスボン条約未批准国において条約の批准手続きを継続することになったのである。

そこで本稿は、リスボン条約に対してアイルランドの有権者たちは、条約そのものをどのようにみなし、いかなる理由で国民投票を棄権したのか、あるいはどのような理由でそれぞれの投票を行ったのか、リスボン条約に

関する世論動向について、*The Irish Times* および欧州委員会が発表した『ユーロバロメーター』を主な材料にして、説明することを目的とする。

一 欧州憲法条約の批准過程

まず、リスボン条約の前提となった、二〇〇四年一〇月二十九日にローマで調印された欧州憲法条約の批准過程⁽⁵⁾を再検討しておこう。

欧州憲法条約については、二〇〇六年一月末までの発効を目指して、当時の構成国二五カ国のうち、一五カ国が議会での批准を選択し、一〇カ国が、その実施について義務的であろうと任意的であろうと、その結果について拘束的であろうと諮問的なものであろうと、国民投票を選択していた。議会による批准の先陣を切ったリトアニア（二〇〇四年一月一日、賛成八四、反対四、棄権三）に次いで、ハンガリー（二〇〇二年二月二〇日賛成三三二、反対二二、棄権八）も可決し、必要であった三分の二を軽くクリアした。二〇〇五年に入ると、スロベニア（二月一日賛成七九、反対四、棄権七）とイタリア（下院、一月二五日賛成四三六、反対二八、棄権五、上院、四月六日賛成二一七、反対一六）が採択した。

この間、二月二〇日、欧州憲法条約について最初の国民投票がスペインで行われ、結果は、投票率四二・三％、賛成七六・七％、反対一七・二％であった。投票率は低かったが、投票者の四分の三以上の圧倒的な支持を受けた。⁽⁶⁾この結果を受けて、下院は四月二八日賛成三一一、反対一九で、上院も五月一八日賛成二二五、反対六で可決し、批准手続きを完了した。

さらに、ギリシャ（四月一九日賛成二六八、反対一七）、スロバキア（五月二一日賛成一一六、反対二七、棄権四）、

オーストリア(下院、五月二日賛成一八二、反対一、上院、五月二五日賛成五九、反対三)が批准を終えた。ドイツでは、下院が五月二二日賛成五六九、反対二三、棄権二で、上院が五月二七日賛成多数(二州のみ反対)で可決した。ドイツの批准日程は、五月二九日に予定されていたフランスの国民投票を側面から支援することを考慮して決定されていた。

しかし、五月二九日フランスで行われた国民投票の結果は、投票率六九・三四%、賛成四五・三二%、反対五四・六八%であった。予想を上回る約一〇ポイント差で反対が多数を占めた。しかも、その三日後の六月一日オランダで行われた国民投票では、投票率六二・八%、賛成三八・四七%、反対六一・六%で、反対派の地すべりの大勝利となったのである。

原加盟国のフランスとオランダでの国民投票で批准を拒否された後、EUの指導者たちは、六月一六―一七日のブリュッセル欧州理事会で、欧州憲法条約の批准手続きを継続するとともに、一年間の「熟慮と再考の時間」を設けた。早々と国民投票の導入を発表していたイギリスでは、フランスとオランダでの結果を受け、ブリュッセル欧州理事会を前に、ジャック・ストロー(Jack Straw)外相が、六月六日に下院で進められていた批准過程を停止することを発表していた。五月の総選挙では、欧州憲法条約は国民投票に付し選挙の争点にしなかったことで、労働党として初めて三期連続勝利を収めることに成功したトニー・ブレア(Tony Blair)首相にとって、願ってもない結果になった。欧州理事会後、すでにEC・EU関連で国民投票を七回行った経験を有するデンマークのアナス・フォークラスムセン(Anders Fogh Rasmussen)首相は、九月二七日に予定していた拘束的国民投票を延期することを発表した。デンマークとともに、国民投票の常連であるアイルランドも延期を発表した。また、初めての国民投票を考えていたポルトガルは、地方選挙が行われる一〇月を予定していたが、延期を決定した。二〇〇四年五月に加盟した一〇カ国は、EU加盟について、キプロスを除いた九カ国で国民投票を行っていた。しかし、

憲法条約について国民投票を予定していたのは、ポーランドとチェコ共和国だけであったが、両国ともその延期を発表した。

しかし、国内議会による批准はその後も続いた。フランスとオランダの国民投票の直後の六月二日にラトビア（賛成七一、反対五）で可決され、キプロス（六月三〇日賛成三〇、反対一九、棄権一）とマルタ（七月六日全会一致）でも承認された。このように、国内議会では、圧倒的な支持を受け、批准法案が可決されたのである。

フランスとオランダでの国民投票後、事前の予定通り国民投票を行った唯一の構成国がルクセンブルクで、投票は七月一〇日に行われた。投票が義務付けられているルクセンブルクでは、投票率は九〇%強と非常に高く、賛成五六・五二%、反対四三・四八%で、欧州憲法条約の批准を認めた。事前に国民議会は、欧州憲法条約について、六月二八日第一読会で承認していたが、国民投票の結果を受け、一〇月二五日第二読会で賛成五七、反対一で最終的に批准を完了した。

その後も、批准作業は、スロー・ペースで続けられた。ルクセンブルクとともにヨーロッパ統合を積極的に支えてきたベルギーでも諮問的な国民投票導入の動きがあったが、国民投票法案が上院および下院で否決されていた。そこで、欧州憲法条約は、ベルギー独特の連邦国家システムによる批准手続きに付され、上院が二〇〇五年四月二九日賛成五四、反対九、棄権一で、下院が五月一九日賛成一一八、反対一八、棄権一で可決した。さらに六月一九日ブリュッセル地域議会で、六月二〇日ドイツ語圏議会で、六月二九日ワロン地方議会、七月一九日仏語圏議会でそれぞれ承認され、残ったフランマン地方議会も二〇〇六年二月八日に承認した結果、ベルギーでの長い批准手続きが完了した。当初、議会での早期批准を計画していたが、二〇〇五年六月一六―一七日のブリュッセル欧州理事会後に延期したエストニアも、一年後の二〇〇六年のヨーロッパ・デイ（五月九日）に賛成七三、反対一で、議会が圧倒的多数で承認した。二〇〇六年後期の議長国フィンランドの議会は、五月一二日に賛成一

○四、反対二四、棄権一一、欠席六一で、国民投票ではなく議会による批准を可決していたが、一月五日批准法案を賛成一二五、反対三九、欠席三六で、憲法の規定が求める三分の二以上の賛成で可決して、欧州憲法条約を批准した一六番目の構成国となった。⁽¹⁰⁾これで、議会による批准手続きを選択した一五カ国のうち、スウェーデンを除く一四カ国が批准を終えていた。さらに二〇〇七年一月一日に加盟したブルガリアとルーマニアについては、加盟条約と同時に欧州憲法条約の批准を国民投票にかけて承認されており、二〇〇七年前期の議長国にドイツが就任するまでに、二七構成国のうち、過半数を越える一八カ国が批准過程を完了していたのである。

ドイツの議長国の下で、二〇〇七年三月二十五日、ベルリンで開催されたローマ条約五〇周年記念欧州理事会では「ベルリン宣言」が採択され、「EUを新たに共通の基礎の上に置く」ことになった。つまり、アンゲラ・メルケル (Angela Merkel) 首相は、「死に体」状態にあった欧州憲法条約に替わる新しい枠組みを六月二一―二二日ブリュッセルで開催される予定の欧州理事会に提出することになったのである。そして、ドイツ案を中核とする「改革条約 (Reform Treaty)」についての基本的な合意が生まれ、後期の議長国ポルトガルの手で、七月二三日政府間会議 (IGC―二〇〇七年) が召集され、一月二三日のリスボン条約の調印となったのである。⁽¹¹⁾「リスボン条約は、欧州憲法条約という包括的で体系的な憲法典のような概観を捨て、伝統的な条約改正の手法を採択した。EUがスーパースタート国家であるという誤った印象を与えないよう、「憲法」という語の使用がすべて放棄され、国家を連想させるEU旗およびEU歌などが削除され、EU外務大臣ポストの名称も現行の共通外交安全保障政策 (CFSP) 上級代表」に近い形に変更され、EU法が国内法に優越するという明文規定も削除された。⁽¹²⁾ 欧州連邦を想像させる部分は修正されたが、内容的には約九〇％は欧州憲法条約と同一のものであった。

現行条約である欧州連合条約第四八条は「改正は、すべての構成国が各自の憲法的要件に従って批准された後に発効する」となっており、調印されたリスボン条約の発効目標は、二〇〇九年一月一日とされ、二〇〇九年六

月に予定されている欧州議会選挙は、新条約に基づいて行われ、新議員たちの議を経て一月には新欧州委員会を発足させることになった。

現在のEU―二七の構成国が、それぞれどのような憲法的手続きでリスボン条約を批准するかは、各構成国に任されている。しかし、欧州連合条約の批准での苦い経験から、国内議会で批准手続きを終わらせることが主流となった。唯一、国民投票を予定していたのがアイルランドで、アイルランドは憲法上の制約から、主権にかかわる条約改正は憲法を改正するために国民投票を義務付けられていた。このために一九八六年二月に調印された単一欧州議定書以来、アイルランドは、一連のEC/EU基本条約の改正のために国民投票を実施してきたのである。

二 議会によるリスボン条約の批准状況^⑤

先陣を切ったのは、欧州連合条約では先陣争いにリトアニアに敗れたハンガリーで、条約調印から四日後の二〇〇七年一月一七日議会在賛成三二五、反対五、棄権一四で批准法案を可決した。年が明けて二〇〇八年に最初に批准を終えたのは二〇〇八年前期の議長国スロベニアで、一月二十九日議会在賛成七四、反対六で可決した。同日、マルタでも、全会一致で議会在承認した。四番目はルーマニアで、二月四日賛成三八七、反対一、棄権一で批准した。

五番目に批准を完了したのは、二〇〇五年の国民投票で結果的に欧州憲法条約を葬り去ったフランスである。シラク (Jacques Chirac) 大統領の失敗を教訓に、憲法ではなく「ミニ条約」を提唱し、国民投票ではなく議会在による批准手続きを選んだニコラ・サルコジ (Nicolas Sarkozy) 大統領の思惑通り、二月七―八日の会期で、国民

議会(下院)は賛成三三六、反対五二で、上院は賛成二六五、反対四二、棄権一三で採択した。次いでブルガリア議会が、三月二一日、賛成一九九、反対一五で可決した。七番目は、ポーランドである。四月一日下院が賛成三八四、反対五六、棄権一二で、翌二日上院が、賛成七四、反対一七、棄権六で批准法案を可決した。八番目はスロバキアで、四月一〇日議会が賛成一〇三、反対五、棄権四二で可決した。九番目は、欧州連合条約では国民投票を予定していたポルトガルで、議会が四月二三日賛成二〇八、反対二一で可決した。国民投票の常連で、欧州憲法条約には国民投票を予定していたデンマーク議会は、四月二四日賛成九〇、反対二五で、リスボン条約を批准したのである。すでに下院が四月九日賛成一五一、反対二七で可決していたオーストリアでは、上院が四月二四日に賛成五八、反対四で可決した。次いで、五月八日ラトビア議会が、賛成七〇、反対三、棄権一で可決した。同日、リトアニア議会は、賛成八三、反対五、棄権二三で承認した。下院が四月二四日に賛成五一四、反対五八、棄権一で承認していたドイツでは、上院が五月二三日に賛成多数(二六州中一州(ベルリン市)のみ棄権)で可決した。

欧州連合条約については国民投票を行い支持が多数を占めたルクセンブルクでは、議会が五月二九日賛成四七、反対一、棄権三、欠席九で批准を可決し、一五番目の批准国となった。六月一日、フィンランド議会が、賛成一五一、反対三九、欠席三六で、同日、エストニア議会が、賛成九一、反対一、棄権九で、それぞれ批准を完了した。⁽¹⁴⁾同日夜、ギリシャ議会は、賛成二五〇、反対四二、棄権八で批准法案を可決した。アイルランドの国民投票を前に、合計一八の構成国で批准が完了していた。

アイルランドのマイナスの影響が心配された。しかし、その後も議会による批准が続いている。欧州連邦条約について国民投票を選挙綱領に掲げていた労働党内閣が、フランスとオランダの結果直後批准手続きをいち早く凍結していたイギリスでは、リスボン条約については、すでに三月一日下院で賛成三四六、反対二〇六で採択

されていた。アイルランドの結果が判明した後の六月一八日上院はリスボン条約についてゴー・サインを出し、女王エリザベス二世の詔勅を得た。六月二五日、EU懐疑派の経済人が提出していた批准阻止の提訴を高等裁判所が却下し、批准書はイタリア政府に送付され、批准手続きを完了した。⁽¹⁵⁾

キプロスは、七月三日、議会在賛成三一、反対一七で批准法案を可決し、二〇番目の批准国になった。欧州憲法条約を強制力のない国民投票にかけ、地滑り的大敗を喫して、憲法条約の結果としては放棄させることになったオランダでも、議会による批准が選ばれた。下院は、六月五日に賛成一一一、反対三九で承認し、上院も、七月八日に賛成六〇、反対一五の圧倒的多数で批准した。⁽¹⁶⁾

ベルギーでは多くの議会の承認が必要であり、時間がかかる。欧州憲法条約については、諮問的国民投票導入法案が上下両院で否決された後、上院、下院の他、五つの地方議会承認が必要であった。リスボン条約についても、上院が三月六日賛成四八、反対八、棄権一、下院が四月一〇日賛成一一六、反対一八、棄権七で可決した。さらに五つの地方議会の承認が待たれていたが、最後のフラマン地方議会が、七月一〇日賛成七八、反対二二、棄権三で議会による批准手続きを終え、国王アルベル二世の詔勅を得るばかりとなった。⁽¹⁷⁾

欧州憲法条約について最初に国民投票にかけ、圧倒的支持を得ていたスペインでは、議会による批准が選択され、下院は六月二六日に賛成三二二、反対六で可決し、上院は、七月二三日賛成二二二、反対六、棄権二で承認された。⁽¹⁸⁾ 国王ファン・カルロス (Juan Carlos) 一世の詔勅を得て、二三番目の批准国になった。

いつも圧倒的多数で条約改正を議会で支持してきたイタリアは、二〇〇八年四月の総選挙で政権に復帰したベッルースコーニ (Silvio Berlusconi) 内閣の下で、批准手続きが継続されていたが、七月二三日上院が、七月三一日下院が、各々全会一致で承認した。

スウェーデンは、欧州憲法条約について議会での批准を予定していた一五カ国のなかで唯一投票までいわずに

放棄された国であったが、リスボン条約についても議会による批准が選ばれている。しかし、他の構成国政府とは異なりそのペースは遅く、スウェーデン政府は、七月三日に議会に批准法案を提出し、票決は秋と予想されている。⁽¹⁹⁾

しかし、アイルランドを除いて他の構成国が批准を終え、いわば「外堀を埋める作業」についても必ずしも樂觀できない。チェコ共和国では、リスボン条約について下院の第一読会は通過したが、上院が四月二四日チェコ憲法裁判所に対して、チェコ共和国憲法とリスボン条約が両立するか否かについて意見を求め、審議を中断した。ブリュッセル欧州理事会も議長総括の注記の中で「チェコ共和国憲法裁判所が、チェコの憲法的秩序に従ってリスボン条約について肯定的な意見を提出するまで同国が批准過程を完了できない旨に留意する」と記している。⁽²⁰⁾

審議の再開は秋と予想されている。しかし、アイルランドの直後、チェコ共和国のヴァーツラフ・クラウス (Václav Klaus) 大統領は、「リスボン条約は死んだ」と宣言している。⁽²¹⁾ また、すでに議会の上下両院が圧倒的多数で承認していたポーランドのレク・カチンスキ (Lech Kaczyński) 大統領は、アイルランドの国民投票の結果を受け、批准法案の最終的署名を拒否している。⁽²²⁾ ドイツでは、最終的には憲法裁判所の裁定を得た上で、ホルスト・ケーラー (Holst-Köhler) 大統領が条約に署名することになっている。

三 国民投票への道

アイルランドでは、一九八七年の最高裁判所の単一欧州議定書に関する判決以降、EC/EU条約の主要な改正は、アイルランド憲法の修正として提案され、国民投票によって承認されなければならないとなっている。

そのため、二〇〇七年一月一三日に調印されたリスボン条約も二〇〇八年二月二六日政府が憲法修正案に合

意し、三月六日に憲法修正第二八号として公表された。法案は、リスボン条約の批准、EU共通防衛協定へのアイルランドの参加禁止維持および警察刑事司法協力の適用除外を含むものであった。法案は、下院で四月二十九日に、国民投票法案とともに、最終的に採択され、上院で、五月九日最終的に採択され、国民投票は六月一二日に行われることになった。

なお、二〇〇八年五月当時の議院の構成は、下院（一六六名）のうち与党はフィアナ・フォイル (Fianna Fail)、共和党、七九名、緑の党（六名）、進歩民主党（二名）で、野党はフィネ・ゲール (Fine Gael)、統一アイルランド党、五一名、労働党（二〇名）、シン・フェイン党 (Sinn Féin)、四名、無所属・その他（四名）で、上院（六〇名）のうち与党はフィアナ・フォイル（二八名）、緑の党（二名）、進歩民主党（二名）で、野党はフィネ・ゲール（一四名）、労働党（六名）、シン・フェイン党（一名）、無所属・その他（七名）であった。²³⁾

1 国民投票委員会

リスボン条約についての国民投票のキャンペーンについては、すでに三月の段階で環境省が、国民投票委員会 (Referendum Commission) を設置し、最高裁判所長官が、オニール (Lairdhan O'Neill) 高裁判事を委員長に指名し、会計検査院長、オムブズマン、上下両院の事務長からなる同委員会は、独立した団体として、リスボン条約を中心とする憲法修正第二八号についての情報を中立の立場から公衆に提供することになった。国民投票委員会は、英語とアイルランド語 (ケルト語) のウェブサイトを立ち上げるとともに、約二〇〇万部の説明ハンドブックを各家庭に配布したり、ラジオ、テレビ、新聞などでの広報キャンペーンを行った。²⁴⁾

2 賛成派

賛成派には、与党のフィアナ・フォイル、緑の党(一部反対)、進歩民主党、最大野党のフィネ・ゲールと労働党を含めて議会の主要政党のすべてが加わっていた。政府は、ディック・ロシエ(Dick Roche) 欧州問題担当が中心となっていたが、ブライアン・カウエン(Brian Cowan) 首相も、積極的に関与し始めた。⁽²⁵⁾

五月二日に超党派で、市民社会や個人からなるアイルランド欧州同盟(The Irish Alliance for Europe) が正式に立ち上げられた。議長には、前労働党首のルアイリ・クイン(Ruairi Quinn) が就任し、大企業の多い経営者団体のなかには、アイルランド経済・経営者団体連合(IBECE)、建設工業連盟、アイルランド銀行連盟、アイルランド輸出業者協会、小企業連合、商工会議所など三四の主要な経営者団体があった。さらに、労働組合の頂上組織であるアイルランド労働組合会議(ICTU)も、執行理事会内部で、賛成一四、反対五、棄権八で支持を決定していた。⁽²⁶⁾ 個人としては、前欧州議会議長のパット・コックス(Pat Cox)、元首相のギャレット・フィッツジェラルド(Garret FitzGerald)、前外相で欧州委員会委員のマイケル・オケネディ(Michael O'Kennedy)、欧州委員会委員やWTO事務局長を務めたピーター・サザランド(Peter Sutherland) など、有力な政治家がいた。⁽²⁷⁾

賛成派の議論は、クイーン議長の以下のような意見に集約されている。「リスボン条約はアイルランドにとって最善可能な取引で、アイルランドの死活的利益と欧州におけるアイルランドの声を保護する。他方、EUの構造を進展させ、欧州をして前進を可能にする」。しかも、「アイルランド欧州同盟は、条約について反対者が作り出している歪曲や誤解を正していくことが、重要な任務である」⁽²⁸⁾ことを強調した。さらに、フィッツジェラルド元首相は、欧州憲法条約作成過程、とくに二〇〇四年前期の議長国であったアイルランドが果たした調停の役割を強調して、リスボン条約も「他のだれよりもわれわれの条約である」とし、「もし人々が否決したならば、他の構成国にとってまったく理解できないことであり、アイルランドは、二六カ国政府の善意を失うであろう」⁽²⁹⁾と

警告した。

3 反対派

議事に議席を有する政党のなかで唯一リスボン条約に反対したのは、シン・フェイン党であった。党首のゲリー・アダムス (Gerry Adams) は、公式にキャンペーンが始まる前から、例えば五月一日、全国欧州フォーラム (National Forum on Europe) で、「リスボン条約は、アイルランドにとつても、EUにとつても、発展途上世界にとつても、損な取引 (a bad deal) である。(中略) (アイルランドでは他の構成国と比較して低い法人税で企業を誘致してきたが)、条約は、税金の調和を容易にすることになる。(中略) 条約は、権力をさらに集中させ、小国の影響力を喪失させ、構成国の議会および市民に対して提供される脆弱な手段によって、既存の民主主義の赤字を深めることになる。条約は、EUが共通外交防衛政策を持つことになり、それはNATOと同じ路線を進むことがより明白になりアイルランドの中立を侵すとともに、民営化をさらに進め、不平等を拡大する」^[30]とリスボン条約を批判した。シン・フェイン党は、正式には五月八日にリスボン反対農村運動 (No to Lisbon Rural Campaign) を開始し、「より良きイエスのためノー (No vote for a Better Yes)」をスローガンに、再交渉を求めたのである。^[31]五〇万部以上のパンフレットを配布する予定にしていた。

リスボン条約が調印された日に、経営者のデ克蘭・ガンレー (Declan Ganley) によって設立されたりベルタス (Libertas) は、リスボン条約に反対し、その理由として、低い法人税が引き上げられる危険性を強調してきた。その他、小規模ながらさまざまなグループが反対派を形成した。緑の党の執行部は支持派であったが、緑の党の前欧州議会議員のパトリシア・マッケンナ (Patricia McKenna) を中心とする一部は人民運動 (People's Movement) を組織し、その他、EU憲法反対運動 (The Campaign against the EU Constitution)、利益の前に人民同盟 (People

Before Profit Alliance)、社会党、COIR、平和中立同盟、AFRI、全国プラットフォーム、社会主義労働者党⁽³²⁾などが反対派を形成した。労働組合でも、アイルランド最大の職能組合で、約四万五〇〇〇人の会員を持つ技術・工学・電気組合（TEEU）が、リスボン条約に反対するよう会員に指示した。理由として、同組合は、「社会的欧州」を支持しているが、最近のEU裁判所の主要判決の振り子が、労働者の権利とは反対で大企業に有利に振れていることを反対の理由に上げていた。⁽³³⁾

四 事前世論調査

リスボン条約について、『アイリッシュ・タイムズ』は、TNSmrb i社に依頼して世論調査を行っていた。有権者、一八歳以上約三二〇万人のうち一〇〇〇名のサンプルが抽出され、家庭訪問調査で行われた（誤差は±約三%）。

- (1) 二〇〇七年一〇月
批准に賛成投票二五%、反対投票一三%、DK/NA六二%
(2) 二〇〇八年一月
批准に賛成投票二六%、反対投票一〇%、DK/NA六四%
- (3) 二〇〇八年五月一七—一八日⁽³⁴⁾
批准に賛成投票三五%、反対投票一八%、DK/NA四七%
- (4) 二〇〇八年六月三—四日⁽³⁵⁾
批准に賛成投票三〇%、反対投票三五%、DK/NA三五%

調査開始から、批准キャンペーンが始まった直後までは、一貫して批准に賛成投票すると答えていた有権者が多数を占めていたが、圧倒的多数は、DKもしくはNAであった。しかし、投票日（六月二日）の一週間強前の時点で、初めて反対投票をすると答えた有権者が賛成投票予定者を上回った。しかし、その数字は、DK/NAと同じで、まだ最終的に投票態度を決めていない有権者も多く、結果は予断を許さない状況であった。

投票前最後の世論調査で、リスボン条約に賛成票を投じようと考えている有権者は、その理由として、アイルランドはEUに十分に関わりをもち／アイルランドを当惑させないが圧倒的に多くて（三九%）、われわれの経済を将来においても支援するため（二六%）、拡大EUがより効率的に機能することを可能にする（二三%）、アイルランドが外国からの投資を失わないために必要（一九%）、世界のいろいろな場でEUが行動できる能力を強化する（一八%）、EUはアイルランドにとってよくしてくれた／金を返してくれた（一八%）、正しいことである（一八%）、アイルランドの平和維持機能を強化する（一五%）、政治家や他の指導者が良い考えであると言っているから（一五%）、国民投票の運動家が嫌いだから（三%）、他の理由（七%）、意見なし（二%）であった。

他方、リスボン条約に反対票を投じようとする有権者は、その理由として、投票しようとしているものがわからない／理解できない（三〇%）で最も多く、アイルランドのパワーとアイデンティティを維持する（二四）、アイルランドの中立を守るため（二二%）、どうすべきと言われるたくない／イエスと投票するよう強要されたくない（一七%）、東欧／大国がより大きなパワーをもつ（二二%）、世界貿易会議でアイルランドの農民を支援するため（一一%）、アイルランドに多くの移民が入ってくるのを防ぐため（八%）、EUはいまでも大きすぎる（六%）、アイルランドの低い法人税を守るため（五%）、政府に抗議するため（五%）、他の理由（一八%）、意見なし（三%）であった。

リスボン条約についての国民投票にどの程度行く気かという問い⁽³⁸⁾に対して、かなりの確率で行く（七〇%）、

多分行くだろう(二二%)、多分行かないかもしれない(三%)、ほとんど行かない(二三%)、DK/意見なし(三%)であった。八三%が投票に行くだろうと答えていたが、実際の投票率は、五三・一%であった。

五 国民投票

1 国民投票の分析

リスボン条約を国民投票に付したのは、現在までのところアイルランドだけである。

二〇〇八年六月一二日に行われたリスボン条約批准のための憲法改正のための国民投票の結果は、投票率五三・一%、賛成七五万二四五一票で、投票の四六・六%(有権者の二四・七%)、反対八六万二四一五票で、投票の五三・四%(有権者の二八・三%)、無効票六一七一票⁽³⁹⁾であった。

ちなみに、二〇〇一年六月七日に行われたニース条約批准のための憲法改正についての国民投票の結果は、有権者二八六万七九六〇人、投票総数九九万七八二六票、投票率三四・七九%、賛成四五万四六一票、投票の四六・一%、反対五二万四七八票、投票の五三・九%で、無効票一万四八八七票で、否決された。⁽⁴⁰⁾二〇〇二年一〇月一九日に行われたニース条約批准のための憲法改正についての二回目の国民投票の結果は、有権者二九三万三九一八人、投票総数一四四万六五八八票、投票率四八・四七%、賛成九〇万六三一七票、投票の六二・九%、反対五三万四八八七票、投票の三七・一%、無効票五三八四票で、批准された。⁽⁴¹⁾一回目の失敗の原因が低投票率にあったとされ、二回目は積極的なキャンペーンが行われ、投票率も上がり批准に成功した。

しかし、今回の国民投票では、有権者が三〇〇万人を超え、投票率も五三・一%と直近の過去二回の国民投票よりも高く、欧州連合条約時(マーストリヒト条約、一九九二年六月一八日)の五七・三%、アムステルダム条約

時（一九九八年五月二日）の五六・二％に近いもので、低投票率だけが批准失敗の原因とは考えられない。⁽⁴²⁾

2 世論調査による国民投票の分析

アイルランドの国民投票で、市民がなぜ特定の投票行動をとったのであろうか。その材料は、国民投票直後に行われた *Flash Eurobarometer 245*（以下、*Feb245* と略記）の調査結果である。アイルランド欧州委員会代表部がギャラップ社に委託したもので、ランダムに選択された一八歳以上の有権者二〇〇〇名を対象とし、六月一三―一五日に行われた電話による調査結果である（*Feb245, p.4*）。

実際の投票率は、五三・一％であり、賛成四六・六％、反対五三・四％であったが、サンプルのうち賛成投票をした回答者は四七・七％、反対票を投じた回答者は五二・三％であり、以下の調査数字は統計的に信頼性は高いものと判断している（*Feb245, p.6*）。

3 投票率・棄権者の分析

アイルランドの有権者が投票所にいかなかった理由（*Feb245, p.8*）として、五二％が国民投票が取り扱う問題について十分理解していなかった、四二％が争点について事前の情報が十分でなかった、三七％がリスボン条約の内容について知らされていなかったと答えている。他方、四五％は忙しかったから、三八％が他により重要なことがあったと回答している。三四％が国民投票の政治的キャンペーンが投票所への道を遠ざけたと答え、政治に興味がない（三一％）、国民投票に一票投じて何もう変らない（三〇％）、欧州問題に興味がない（二四％）となっている（複数回答）。

社会・人口動態別に見ると、棄権したのは若い世代に多く、一八―二四歳の六四％が棄権し、五五歳以上の棄

権は三一%であった。未熟練労働者の六割が棄権し、被雇用者の五一%が棄権したと回答している。自営の者は三九%、無就労者は四四%と、相対的に棄権が少なくなっている (FEB245, pp.7-9)。

情報不足を理由に投票しなかった回答者に対して、リスボン条約についての情報をどこに期待していたかについて聞いたところ、アイルランド政府 (五四%)、政党 (二八%)、欧州委員会広報センター (二六%)、家族・友人・同僚 (二二%) であった (FEB245, p.10)。そのための情報チャンネルとしては、テレビ (六一%) が圧倒的で、新聞 (三三%)、ラジオ (二五%)、討論会の集会 (二二%) と続き、インターネット (一六%) が予想より低い (FEB245, p.11) ことは注目される。

4 キャンペーン (運動) の効果

「イエス」と「ノー」の運動のうち、どちらがより説得的であったかと問われたとき、回答者の圧倒的多数の六八%が、「ノー」運動の方がより説得的であったと答え、「イエス」運動と答えたのはわずか一五%であった。「ノー」を投じた人の八一%が「ノー」運動の方がより説得的であったと答えたのは理解できるにしても、「イエス」を投じた人でも五七%が「ノー」運動の方がより説得的であった (「イエス」は二九%) と答えており、ネガティブ・キャンペーンがより説得的であったことを示している (FEB245, pp.13-14)。

5 いつ投票態度を決めたか

有権者はいつ投票態度を決めたかについて、国民投票発表時が一〇%、キャンペーン初期が一九%、キャンペーンの最後の数週間が五五%、投票当日一五%となっている (FEB245, p.4)。かなり早い段階で、一〇人中三人は投票態度を決めていたが、最後の数週間が最も多く、「イエス」を投じた人でも五二%が、「ノー」を投じた人

では五七%もの人が、キャンペーンの最終段階で投票態度を決めている。投票日に態度を決めた有権者は両陣営とも同じ一五%であった (FEB245, pp.14-15)。

かなりの有権者が、キャンペーン期間中に態度を決定しているが、ひとたび決定した後、態度を変えたひとは比較的少ない。六八%が変更せず、変更したのは二一%であった。「イエス」に投じた人が二五%で、「ノー」を投じた人は一八%と、「イエス」の方が相対的に多くが態度を変えている。この比較から、キャンペーンは、前述のように「ノー」の方がより説得的であったのに対して、実際の態度変更効果は「イエス」に対する方が強かったと見える (FEB245, pp.15-16)。

6 投票者の属性分析

回答者の投票態度は、賛成四八%、反対五二%であった。

男女別では、賛成者で、男性(五一%)が、女性(四四%)より多いが、逆に反対者は、男性(四九%)に対して、女性が五六%が反対で、性別による違いがあった。年齢構成でみると、賛成が多数を占めるのは五五歳以上(五八%)で、若くなるほど「ノー」が多数を占めている。四〇―五四歳(五二%、賛成四八%)、二五―三九歳(五九%、賛成四一%)、一八―二四歳(六五%、賛成三五%)と、年齢が低い層ほど反対者が多いのが顕著な特徴となつてゐる (FEB245, p.17)。

教育歴別では、通常学歴が高いほど統合支持派が高く、二二歳以上も教育を受けたものは五七%が「イエス」を投じた(反対四三%)。しかし、学歴が短くなるにつれ反対派が多数になり、一六―二〇歳で教育を終了した層は「ノー」が五三%(賛成四七%)、一五歳以下で学業を終了した層は「ノー」が五八%(賛成四三%)となつてゐる。ただ、在学中(二八歳以上)の若者が、反対六九%、賛成三一%と、「ノー」に投じたのが最も多いのが注

目られる (FEB245, p.17)。

住居地域別では、都市部は双方五〇%と意見が割れていたが、地方都市および農村部では、「ノー」が五三%と多数を占め、「イエス」は四七%にとどまっている。

職業別では、自営業者では六〇%が賛成(反対四〇%)で唯一多数を占めているが、被雇用者(ノー五一%、イエス四九%)、未熟練労働者(ノー七四%、イエス二六%)、無就労者(ノー五六%、イエス四四%)となっている (FEB245, p.17)。

支持政党別では、議会政党で唯一の反対派であったシン・フェイン党支持者は九五%が反対票を投じたが、リスボン条約を支持した諸政党はそれぞれの支持者を失い、意見が分かれた緑の党(五七%)、労働党(五五%)、フィネ・ゲール(四九%)、フィアナ・フォイル(四〇%)の支持者が、支持政党の公式政策と異なる反対票を投じた (FEB245, p.17)。

7 賛成理由

実際に投票した回答者のうち、リスボン条約賛成理由として、圧倒的に多かったのは、「アイルランドにとって最善の利益である」ということであった。三二%の「イエス」投票者がその理由にあげている。次いで、「アイルランドはEUから多くを得ている」が一九%で続き、第三に「アイルランドをEU内に十分関与させておく」(九%)、「アイルランド経済への助けとなる」(九%)、第五に「EUが決定をくだすのをより効率的にする」(五%)、第六に「EUがグローバル・ステージでより効果的になる」(四%)、第七に「EUをより民主的にする」(二%)、「『欧州』社会モデルを保護する」(二%)、第九に「小国の利益を保護する」、「連合の市民の権利をより保護する」(一%)、「米国、中国、インド等と比較してEUをより競争力があるものにする」(一%)、「国境を越えた犯罪、不

法移民等に対してEUがより効果的になる」(一%)、他の理由(一一%)、DK/NA(二%)であった(FEB245, pp.18-21)。

8 反対理由

「ノー」を投じた有権者の意見は、必ずしもまとまっていなかった。第一の理由は「条約についてよく知らないで、なじみのないものに投票したくない」が二二%であった。第二は、「アイルランドのアイデンティティを守る」(二二%)と続き、第三は、「安全保障・防衛問題でアイルランドの中立を保護する」(六%)、「われわれの政治家を信用しない」(六%)、「欧州委員会に毎回アイルランド出身の委員を送る権利を失う」(六%)、「わが国の税制を保護するため」(六%)、第七に、「統一された欧州のアイディアに反対である」(五%)、第八に、「政府の政策に反対することを保護するため」(四%)、「グローバル・イシューのEUがひとつの声で発言するのを回避するため」(四%)、「大国がEU問題を決定するため」(四%)、第一に「『小国』の影響力を守るため」(三%)、第二に「同性結婚、堕胎、安楽死等の欧州立法をアイルランドに持ち込むことを可能にする」(二%)、第三に「移民の流入を回避する」(一%)、「EUは順調であり、修理は必要ない」(一%)、その他一四%、DK/NA三%であった(FEB245, pp.18-22)。

9 条約を熟知した上での決定であったのか

(一) リスボン条約は、アイルランドにとって良いものであったのか悪いものであったのか。

投票者の全体として、四二%がアイルランドにとって良いものと答え、四一%がアイルランドにとって悪いものと答えた。DK/NA一七%であった。「イエス」投票者の七五%が、リスボン条約は良いものであるとみなし、

「ノー」投票者の七〇%がリスボン条約は悪いものと答えている。しかし、「ノー」投票者の五分の一(二〇%)と「イエス」投票者の六分の一(二四%)が、リスボン条約がアイルランドに良いものなのか、悪いものなのか判らずに投票している (FEB245, pp.23-24)。

(2) 国民投票は、EU内におけるアイルランドの将来の立場にとって重要であったかどうか。

六九%の回答者が重要であると答え、非投票者も六七%が重要であると答え、とくに「イエス」投票者の九一%は重要であると答えている。しかし、「ノー」投票者の五一%が重要であると答えているが、四二%がアイルランドの将来の立場にとって重要ではないと回答している (FEB245, p.24)。

(3) アイルランドがEUに加盟することに対する支持。

八七%の回答者は、アイルランドのEU加盟を支持して、非投票者の八六%も加盟支持で、とくに「イエス」投票者の九八%がEU加盟を支持している。しかし「ノー」投票者も八〇%がアイルランドのEU加盟を支持しており、支持しないと答えたのはわずかに一四%であった (FEB245, p.24)。アイルランドの市民は、決して反EUではない。

(4) アイルランド憲法の中身について知っているか。

アイルランド憲法の中身を知っていると答えたのは四六%で、四一%は知らないと答え、非投票者の四九%も知らないと答えている。「イエス」投票者の五八%がアイルランド憲法の中身を知っており(知らない三一%)、「ノー」投票者では五二%がアイルランド憲法の中身を知っていると答えている(知らない三六%)。 (FEB245, p.24)。

10 国民投票「ノー」の影響について (FEB245, pp.26-28)

(一) EU関連事項

(1) 「ノー」投票者の圧倒的多数である七六%が、「ノー」の投票結果によってアイルランド政府が条約内で「適用除外」を再交渉できるという見解を支持している。他方、「イエス」投票者でこのような見解を支持しているのは三八%にすぎない。なお、「非投票者」は六二%であった。

(2) 「ノー」投票者の五九%が、「ノー」の投票結果によって現行条約(二〇〇一年調印のニース条約)が維持されると感じている。他方、「イエス」投票者でこのような見解を支持しているのは三九%にすぎない。なお、「非投票者」は五五%であった。

(3) EUの諸機関がブロックされるかとの質問には、「イエス」投票者の四二%が、「ノー」投票者の三三%が、ブロックされると考えており、ほとんど変わらない。なお、「非投票者」は三八%であった。

(4) 「ノー」の投票結果は、EUがより連邦的な欧州への動きをブロックするかについては、「イエス」投票者の四八%が、「ノー」投票者の五二%が、ブロックされると考えており、その差はさらに小さい。なお、「非投票者」は五〇%であった。

(5) 「ノー」の結果、「EU内におけるアイルランドの立場が弱くなる」という見解に対して、「イエス」投票者の六四%が弱くなると答えているが、「ノー」投票者の場合はわずか四分の一(二四%)しかそのように感じてはいない。なお、「非投票者」は四二%であった。

(6) 投票結果はアイルランドのEU内における立場を強化すると答えたのは、「ノー」投票者の三九%で、「イエス」投票者では一九%であった。なお、「非投票者」は三二%であった。

(7) 大多数が、「投票結果はアイルランドがEUから脱退する道意味する」という見解を拒絶している。「ノー」投票者の八八・五%、「イエス」投票者の八九%が否定している。なお、「非投票者」も八五%であった。

(二) アイルランドの国内問題 (FEB245, pp.26-27)

(1) 投票結果がアイルランドの経済に害があるか否かについては、「イエス」投票者の四六%が害があると答へ、「ノー」投票者では六人のうちの一人(一七%)しかそう考えていない。なお、「非投票者」は三〇%であった。(2) 投票の結果によって政府は辞任すべきであるとの見解に同意するのは、「ノー」投票者の二六%、「イエス」投票者のわずか九%で、政府は辞任する必要がないと思つている。なお、「非投票者」は二三%であった。

(三) アイルランドのアイデンティティの保持 (FEB245, pp.26-28)

(1) 国民投票の結果は、アイルランドが中立を維持できることを意味するとの見解に同意するのは、「ノー」投票者の八三%に達し、「イエス」投票者で五一%と過半数を超えている。なお、「非投票者」は六九%であった。(2) 同様に、「ノー」の結果はアイルランドが自らの税制を維持することを可能にするとの見解には、「ノー」投票者の七九%が、「イエス」投票者でも五〇%が、同意している。なお、「非投票者」は六二%であった。

(3) 「ノー」の結果はアイルランドが墮胎、同性結婚、安楽死を禁止している現行法を維持することができるという見解については、「ノー」投票者の六〇%が、「イエス」投票者では三六%が、同意している。なお、「非投票者」は四七%であった。しかし、上記の中立と税制の問題と比較して、支持は少なくなつてゐる。

(四) その他 (FEB245, pp.27-28)

(1) 「ノー」の結果はアイルランドが貿易交渉の農業問題で不利になるという見解について、「ノー」投票者の四一%、「イエス」投票者では三六%が、同意しているが、大きな影響を見越していない。なお、「非投票者」も三七%であった。

(2) 国民投票の結果は、気候変動交渉においてEUと交渉しやすくなるという見解について、「ノー」投票者と「非投票者」が同じ三六%であったが、「イエス」投票者では二三%と、全体としてその割合は少なく、むしろマイナスの影響を予想させる。

(3) 「ノー」運動の勝利によって認識された影響の相違について詳細に検討すると、EU関連問題では、「イエス」投票者と「ノー」投票者との間で意見が異なるものもあった。「非投票者」の意見は、大部分の問題について「イエス」投票者と「ノー」投票者の間に位置している。全体として、EU政策決定過程関連、EUの対外関係交渉の立場については、異なったグループ間での意見の違いはないといえる。

おわりに——検討とリスボン条約の展望——

以上が、リスボン条約否決直後に行われた『ユーロバロメーター』に表れたアイルランドの世論であるが、全体として、リスボン条約派の議論も「イエス」投票者の理由の多くも、EUに加盟していくことそのものがアイルランドにとって良いことであり、リスボン条約そのものによってどのような利益が得られるのか、具体的に有権者を説得できなかった。反対派の攻撃的なネガティブ・キャンペーン（小国に不利、アイルランド出身の委員を常に欧州委員会に送れない、中立が侵される、法人税が引き上げられる、墮胎・同性結婚・安楽死が認められるなど）の争点をひとつひとつ潰すことができなかった。

かつてフランスでは、欧州憲法条約に反対する市民は、憲法条約の内容よりも、自国の経済的・社会的な状況に基づいて判断する傾向にあり、しかも、自国の雇用状況に悪影響を及ぼす・企業が移転する・失業を招くといった理由（三一％、二六％）で、「ノン」票を投じた。他方、オランダでは、情報の欠如（三一％）が反対の最大理由になっていたことが特徴的であった。アイルランドの場合も、オランダと同様に、棄権者の最大の理由（前述五―三参照。五二％、五二％、四二％、三七％）になっていたばかりでなく、反対の第一の理由になったのが「条約についてよく知らないの、なじみのないものに投票したくない」（二二％）であった。ニース条約の第一回

目の国民投票は、低投票率(三四・七九%)が問題で、政府の広報不足が批判された。そのため、第二回目の国民投票では、投票率が上がり(四八・四七%)、賛成も、四六・一%から六二・九%に上昇した。今回は、五三・一%で、三回のなかでは最も投票率が高かっただけに、政府はより慎重に事態を見極めようとしている。

二〇〇八年後期の議長国フランスのサルコジ大統領は、七月一日欧州議会で議長国としての所信表明のなかで、「アイルランドで否決された問題に対して今年末までに解決策を提示する」と公約した⁽⁴⁴⁾。さらに、サルコジ大統領は七月二一日国民投票後初めてダブリンを訪問し、カウエン首相をはじめとする与党だけでなく、野党や反対派運動のリーダーらと面談した。サルコジ大統領は、「再投票で可決」への期待をにじませたが、カウエン首相は、性急に事態の收拾を図るため、フランスやEUから翻意をせかされていると国民に感じさせるアプローチは逆効果であると警告したとみられている⁽⁴⁵⁾。

現在、リスボン条約は、二四カ国で議会によって批准法案が可決されている(最終的に批准書をイタリア政府に送付した構成国はまだ少ない⁽⁴⁶⁾)⁽⁴⁶⁾が、今後三つのオブションが考えられる。

第一のオブションは、条約改正そのものを断念し、現行のニース条約による欧州連合条約と欧州共同体条約をそのまま使用し、今後予想される新加盟国にもなう制度的な変更については、加盟条約で処理することである。しかし、二〇〇一年以来行ってきた欧州憲法条約や条約改正のための努力を無にすることは考えにくい。

第二のオブションは、リスボン条約を改正することである。欧州憲法条約がフランスとオランダでの国民投票によって批准拒否を受け、一年半の熟慮の結果、最終的には欧州憲法条約は破棄され、基本条約の改正手続きを正式に再開し、政府間会議の議を経て改革条約(リスボン条約)を新たに作成した方法である。

かつてフランスでは、五九%の回答者が、反対派の勝利で、欧州憲法条約をフランスの国益をより守るために改正するように再交渉することができると思っており、「ノン」票を投じた市民の八〇%は再交渉できると思っ

ていた (FEB171, pp.25-26)。オランダでも、六六%の回答者が、反対派の勝利で、欧州憲法条約をオランダの国益をより守るために改正するように再交渉することができると思っており、「ノー」票を投じた市民の七三%は再交渉できると思っていた (FEB172, pp.23-24)。事実、その通りになった。議会内政党のなかでリスボン条約に唯一反対したシン・フェイン党は、「NO for a Better Yes」で条件闘争をしてきた。しかし、アイルランドの反対だけでは、条約を再度交渉し、改正することは非常に難しいであろう。

第三のオプションは、条約そのものに入らずに、議定書や宣言の形で特定の政策分野や特定条文の適用除外を認めて、再度、国民投票に持ち込む方法である。かつて一九九二年六月に欧州連合条約 (マーストリヒト条約) の批准を拒否したデンマークに、バーミンガムおよびエディンバラの欧州理事会で、条約の一部の適用除外を認めることで、再投票を行った。⁽⁴⁷⁾ さらに、二〇〇一年六月にニース条約の批准を拒否したアイルランドに共通外交と安全保障政策 (CFSP)、とりわけ欧州安全保障防衛政策 (ESDP) への自動参加義務を免除して中立政策との両立を可能にすることを保障することで、再度国民投票を行って批准を完了させたこともあった。

今回、アイルランドでも、前述のように、「ノー」投票者の圧倒的多数である七六%が、「ノー」の投票結果によって政府が条約内で「適用除外」を再交渉できるという見解を支持している。他方、「イエス」投票者でこのような見解を支持しているのは三八%にすぎず、「非投票者」の場合は六二%であった。

現在の状況では、第三のオプションで、適用除外を認めて将来再度国民投票を行う公算が高い。しかし、アイルランドの有権者の「ノー」の理由をより詳細に分析し、どう条文を適用除外にするのか、あるいは特例を認めるかを見定めるのも容易ではない。

問題はアイルランドにとどまっていない。司法審査のため批准手続きを停止しているチェコ共和国や、国内議会が批准法案を可決しているにもかかわらず、大統領が署名を拒否しているポーランドの場合もあり、予断を許

さない。当面は、一〇月一五―一六日の次期欧州理事会である。リスボン条約が発効するまで、既存の二ス条約によるEU条約およびEC条約は有効であり、確かに現在の拡大EUは危機で、困惑した状態が続いているが、もう一つの危機に過ぎないのである。

- (1) 欧州憲法条約の制定過程および内容については、例えば、田中俊郎「欧州憲法条約草案採択への道」『海外事情』第五一巻第一〇号、二〇〇三年一〇月)、原田徹「EUガバナンス改革と欧州委員会」、堀口健治・福田耕治編「EU政治経済統合の新展開」(早稲田大学出版部、二〇〇四年)、庄司克宏「二〇〇四年欧州憲法条約の概要と評価」『慶應法学』第一号、二〇〇四年一二月)、田中俊郎「EU統合と民主主義」『海外事情』第五三巻第二号、二〇〇五年二月)、Toshio Tanaka, "From Convention through the IGC to the European Constitution" (日本EU学会年報) 第二五号、二〇〇五年)、安江則子「欧州公共圏の課題——憲法条約起草過程および参加型民主主義の分析を通して」『法学研究』第七八巻第五号、二〇〇五年五月)、福田耕治編「欧州憲法条約とEU統合の行方」(早稲田大学出版部、二〇〇六年) 所収論文などを参照されたい。
- (2) 'Ireland shows EU establishment the red card', *EurActiv*, 13 June 2008, updated 16, June 2008, taken from <http://www.euractiv.com/en/opinion/ireland> また、田中俊郎「欧州統合におけるエリートと市民」、田中俊郎・庄司克宏編「EUと市民」(慶應義塾大学出版部、二〇〇五年)を参照されたい。
- (3) 「小国の反乱 統合に打撃」『朝日新聞』二〇〇八年六月一五日、NHKクローズアップ現代「EUを揺るがす『小国の反乱』」二〇〇八年七月一四日を参照。
- (4) Council of European Union, Brussels European Council 19/20 June 2008, Presidency Conclusions, 11018/08 CONCL2, Brussels, 20 June 2008, p.1.
- (5) 欧州憲法条約の批准の過程については、Federal Trust for Education & Research, *EU Constitution Newsletter* (Special Issue, July 2005), Overview of 25を参照したが、邦文では、田中俊郎「欧州憲法条約不成立の背景と展望」『海外事情』第五四巻第二号、

二〇〇六年二月)。

- (6) スペインの世論については、The European Constitution: Post-referendum survey in Spain, *Flash Eurobarometer* 168 (Fieldwork: 21-22 February, Interviews: 2014, Publication: March 2005).
- (7) フランスの世論については、The European Constitution: Post-referendum survey in France, *Flash Eurobarometer* 171 (Fieldwork: 30&31 May, Interviews: 2015, Publication: June 2005). 「足踏みさせられない欧州統合——フランス・オランダで相次ぐショック」(『世界週報』二〇〇五年六月二十八日)、藤原豊司「欧州統合、または歴史的挫折」(『世界』二〇〇五年八月)、ユルゲン・ハーバーマス(三島憲一訳)「なぜヨーロッパは憲法を必要とするのか?」(『世界』二〇〇五年九月)、高橋進・元田結花編「変調するヨーロッパ政治」(東京大学二世紀COEプログラム『先進国における政策システムの創出』2005 Occasional Paper)所収の遠藤乾「フランス・オランダ国民投票による欧州憲法条約否決——あるいは『定義』なき欧州について」、水島治郎「オランダとヨーロッパ憲法条約否決——オランダ現代史上初の国民投票」、吉田徹「フランスの『ノン』が意味したもの——民主主義の勝利?」、田中俊郎「拡大EUは危機か?」(『世界経済時報』第一四八号、二〇〇五年九月一五日)、小林正英「フランス国民投票における欧州憲法条約否決」(慶應義塾大学二世紀COE-CCC国際シンポジウム『多文化世界における市民意識の動向』二〇〇五年一月二日・二三日)所収、渡邊啓貴「欧州憲法条約の批准を拒否したフランスの国民投票——マーストリヒト条約批准のための国民投票との比較考察」(『日本EU学会年報』第二六号、二〇〇六年)。
- (8) オランダの世論については、The European Constitution: Post-referendum survey in the Netherlands, *Flash Eurobarometer* 172 (Fieldwork: 02-04 June, Interviews: 2000, Publication: June 2005). 浅見政江「オランダ国民投票の意義とEUの民主主義」(前掲慶應義塾大学二世紀COE-CCC国際シンポジウム、二〇〇五年一月二日・二三日)所収。
- (9) ルクセンブルクの世論については、The European Constitution: Post-referendum survey in Luxembourg, *Flash Eurobarometer* 173 (Fieldwork: 11-18 July, Interviews: 1001, Publication: July 2005). 下斗米美哉「欧州憲法条約と国民投票」ルクセンブルクの場合(前掲慶應義塾大学二世紀COE-CCC国際シンポジウム、二〇〇五年一月二日・二三日)所収。
- (10) 'Finland' becomes the Sixteenth Member States to ratify the European Constitution' and 'The Ratification Process in Finland', The European Union Constitution, http://www.unizar.es/euroconstitution/Treaties/treaty_Const_rat_finland.htm.

- (11) リスボン条約成立の過程については、田中俊郎「ローマ条約からリスボン条約まで」(『海外事情』第五六巻第四号、二〇〇八年四月)、同条約の内容については、中西優美子「リスボン条約」(右記「海外事情」所収)、庄司克宏「リスボン条約(EU)の概要と評価」(『慶應法字』第一〇号、二〇〇八年三月)を参照されたい。
- (12) 庄司克宏、同右論文、一九七―一九八頁。
- (13) 国内議会によるリスボン条約の過程については、Federal Trust for Education & Research, *European Newsletter* (May 2008), Ratification in 27 Member States: An Overview を参照。
- (14) 'Finnish and Estonian parliaments ratify EU treaty' *euroobserver.com*, 11-06, 2008.
- (15) 'The ratification game', June 26 2008, *Economist.com*, <http://www.economist.com/world/europe/11...632806>.
- (16) 'Netherlands ratifies EU's troubled Lisbon Treaty', *EurActiv*, 25 July 2008, from <http://www.euractiv.com/en/future-eu/>.
- (17) 'Lisbon treaty definitively ratifies by Belgium' <http://www.france24.com/en/20080710-lisbon-treaty-ratification-belgium-institution-finnish>
- (18) 'Spain wraps up Parliamentary ratification of Lisbon treaty', http://www.eubusiness.com/news-eu/1216140423_59.
- (19) 'Sweden to ratify the Lisbon Treaty', *Ice News*, July 11, 2008, <http://www.icenews.is/index.php/2008/07/11>.
- (20) Federal Trust, *op. cit.*, p.1, Footnote 1.
- (21) 'Pressure on Czechs and Poles not to say 'no' to EU Treaty too', *Times on Line*, June 19, 2008.
- (22) 『日本経済新聞』二〇〇八年七月二日夕刊。
- (23) 外務省, <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/ireland/data.html>, p.2.
- (24) The Referendum Commission, taken from <http://www.ireland.com/focus/theisbon treaty/...> 国民投票委員会発行のパンフレット
「The Lisbon Treaty, Get the complete picture, make an informed decision', The Referendum Commission, 16 p.
- (25) リスボン条約をめぐる賛否両派の布陣は『アイリッシュ・タイムズ』のホームページにリストアップされている。「The Yes Side', <http://ireland.com/focus/theisbon treaty/...>
- (26) Irish Congress of Trade Unions, 'Congress Votes to support Lisbon Treaty', <http://www/ctu.ie/press/2008/05/21/>.

- (27) *Ibid.*, 'Alliance launches Treaty Yes campaign', 2 May 2008, RTE, <http://www.rte.ie/news/2008/0502/eulispbn.html>, 'Former leaders join FG to call for Lisbon yes', 9 May 2008, RTE, <http://www.rte.ie/news/2008/0509/eulispbn.html>.
- (28) *Ibid.*
- (29) *Ibid.*
- (30) 'Lisbon a bad deal for everyone, say Adams', 1 May 2008, RTE, <http://www.rte.ie/news/2008/0501/eulispbn.html>.
- (31) 'Sinn Fein launches No to Lisbon campaign', 8 May 2008, RTE, <http://www.rte.ie/news/2008/0508/eulispbn.html>.
- (32) 'The No Side', <http://ireland.com/focus/theisbontreaty/...:pp.1-4>.
- (33) 'TEEC advises treaty No vote', 6 May 2008, RTE, <http://www.rte.ie/news/2008/0506/eulispbn1.html>.
- (34) The Irish Times/TNS mrbi poll, May 17th/18th 2008, <http://www.ireland.com/focus/theisbontreaty/polls/180508/index.html>.
- (35) The Irish Times/TNS mrbi poll, June 3rd/4th 2008, <http://www.ireland.com/focus/theisbontreaty/polls/060608/index.html>.
- (36) *Ibid.*, p.2.
- (37) *Ibid.*, p.2.
- (38) *Ibid.*, p.3.
- (39) Lisbon Treaty Result, taken from <http://www.ireland.com/focus/theisbontreaty/analysis/garaphics/p.2>.
- (40) Department of Environment, Heritage and Local Government, *Referendum Results 1937-2004*. Download in pdf format at WWW.ENVIRO.N.I.E, pp.64-65.
- (41) *Ibid.*, pp.68-69.
- (42) 過去における E C / E U をめぐる国民投票の結果については、古武信彦『国民投票と欧州統合——デンマーク・E U 関係史』（勁草書房、二〇〇五年）、表一—、三四—三五頁を参照。
- (43) リスボン条約に関する国民投票直後に行われた「ユーロバロメーター」による世論調査の結果については、Post-referendum survey in Ireland, Flash Eurobarometer 245 (G L F E B 2 4 5: The Gallup Organization. Fieldwork: 13-15 June 2008, Interviews: 2000, Publication: June 2008) の Preliminary results (1 p.) を参照したが、後に Analytical Report が公表されたのび、引用は Analytical Report (72p.)

を使用している。

(44) 『日本経済新聞』二〇〇八年七月一日。

(45) 『朝日新聞』二〇〇八年七月二二日。‘Sarkozy denies calling for new referendum’, ‘New referendum “counter-productive”, Sarkozy told’, http://irishtimes.com/newspaper/breaking/2008/0721/breaking75,58_pf.html.

(46) [Economist.com](http://economist.com) June 26 2008 では、一九カ国のうち批准を完了したのは一〇カ国。

(47) 欧州連合条約(マーストリヒト条約) についてのデンマークにおける二回の国民投票の結果については、吉武信彦、前掲書、第七章および第八章に詳しい。

(48) 児玉昌己「アイルランド国民投票におけるニース条約の否決とEU政治」〔同志社法学〕第二八二号、二〇〇二年(二月)を参照されたい。

追記…アイルランドのカウエン首相は、二〇〇八年一月一日議長国フランスのサルコジ大統領をパリに訪問し、事前説明を行い、一〇月一五―一六日のブリュッセル欧州理事会で、六月の国民投票に対するアイルランド政府による調査結果を報告した。しかし、六月時点では予想されなかった世界的な金融・経済危機のため開催日を二日に延長して招集された欧州理事会の主要議題は、危機的な金融・経済状況に対する緊急な対応であった。リスボン条約については、議長国総括のなかで、「一二月の欧州理事会で再度検討することになった」と実質的に先送りにされた(二〇〇八年一月一七日記)。